

公益財団法人日本ソフトボール協会 常務理事会規程

第1条（目的） 公益財団法人日本ソフトボール協会（以下、「この法人」という）に、この法人の会長（以下「会長」という。）及び理事会からの諮問等機関として、理事会による速やかな業務執行のための進捗管理、相互牽制機能の強化と適正かつ迅速なこの法人の意思決定の確保を図るため、常務理事会を置く。

第2条（構成）

常務理事会は、会長及び定款第25条第3項に定める業務執行理事（以下「構成員」という。）をもって構成する。

第3条（業務）

常務理事会は、第1条の目的達成に向け、次の業務を行い、会長に対して意見の表明及び提言を行う。また、理事会からの諮問事項については、理事会に対して意見の表明及び提言を行う。

- （1）理事会に提案する議題に関する事項の論点整理等必要な事前審議。ただし、会長が緊急を要するとした場合は、常務理事会を経ずに理事会付議する。倫理・コンプライアンス委員会からの議題についても常務理事会を経ずに理事会付議することがある。
- （2）構成員の各担当業務執行状況の報告による事業計画進捗状況の把握と検証
- （3）予算執行状況の報告による重要事項の審議
- （4）その他の会長及び理事会からの諮問事項

第4条（開催）

常務理事会は、理事会が定めた頻度で定例会議を開催するものとする。ただし、会長が必要であると判断した場合は、臨時に開催することができる。

第5条（常務理事会の運営等）

常務理事会の招集は、会長が招集する。会長は、書面による通知の発出に代えて、構成員の承諾を得た電磁的方法により通知を発することができる。なお、構成員の全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく、常務理事会を開催することができる。

2 常務理事会の議長は、会長とし、常務理事会は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 常務理事会の運営において、会長に事故あるときは、専務理事がその職務を代行するものとする。専務理事にも事故あるときは、そのほかの構成員が互選により、代行者を選定する。

第6条（監事の出席）

監事は、その職務遂行のために常務理事会に出席し意見を述べることができる。

第7条（議事録等）

常務理事会の審議終了後、理事会に準じ、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び議長以外の出席した構成員の代表1名が記名押印する。

3 常務理事会の審議については、議事録又はその経過及び結果の概要を記録した報告書により、理事会に報告しなければならない。

第8条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議による。